津市おくやみハンドブック無償提供者募集要項

この要項は、津市市民課等窓口における市民サービスの向上及び地域社会への貢献を図るため、津市おくやみハンドブック無償提供に関する基準（令和６年１月２９日施行。以下「基準」といいます。）第６条第２項の規定に基づき、津市おくやみハンドブックの無償提供者の募集に関し、必要な事項を定めるものです。

１　募集件名

津市おくやみハンドブック無償提供

２　募集概要

市民課、各総合支所及び出張所の窓口において、死亡届が提出された際に配布する、死亡届に伴う市役所での必要な手続き等が記載された、広告付き冊子「津市おくやみハンドブック」（以下「ハンドブック」といいます。）を作製し、無償で提供していただける事業者を募集します。

なお、事業者は、次の⑴から⑶までの事項を行うものとします。

⑴　ハンドブックに掲載する広告主の募集並びに掲載広告の作成及び調整

⑵　ハンドブックの作成、印刷等その他完成するまでの全ての作業及びその進捗管理

⑶　ハンドブックの配送

３　募集期間

令和８年１１月１８日から同年１２月１日まで

４　提供期間

令和９年６月１日から令和１２年５月３１日までの３年間

５　ハンドブックの規格及び作製数量

⑴　規格　Ａ４判

⑵　頁数　４５ページ程度

（内訳）行政情報　４０ページ程度

広告　　５ページ程度

⑶　刷色　フルカラー
⑷　紙質　コート紙又はマットコート紙７０㎏程度
⑸　製本　中綴じ
⑹　校正　２回以上
⑺　部数　５，０００部／年
※　規格等については上記を基本とし、掲載内容等を調整した上で、本市との協議により最終的に決定します。

6　掲載内容
⑴　行政情報については、現行の「おくやみハンドブック」（別紙１）に掲載されている情報量を下回らないことを基本とし、その情報が分かりやすく伝わるよう、見やすいレイアウトで掲載してください。なお、年次の広告等掲載内容の見直しに合わせて、別紙１の内容を変更する場合があります。
⑵　広告については、津市広告掲載要綱（以下「要綱」といいます。）並びに基準を遵守した内容で、かつ、事前に「津市広告審査委員会」の審査を経たものを掲載していただくこととなります。
⑶　行政情報及び広告は、本市と調整の上、１年毎に掲載内容の見直しを行ってください。行政情報については本市と掲載内容の調整を行い、広告については広告主の再募集及び掲載内容の調整を行った上で、その都度新しいハンドブックを作製し、納品してください。発行日は、各年６月１日とします。

7　費用負担
提供するハンドブックの作製、配送等に係る一切の費用は無償提供者の負担とし、本市から無償提供者に対する金銭の支払いは生じないものとします。

8　注意事項
⑴　無償提供者は、要綱及び基準を遵守してください。
⑵　無償提供者が広告代理店である場合は、広告主の募集を行うに当たり、自らが募集者であることを明確にし、本市が広告を募集しているような誤解を与えないようにしてください。
⑶　広告及び広告主が基準等の規定に違反していると本市が認める場合は、無償提供者は、速やかに無償提供者の負担において当該ハンドブックを全

て回収した上で、代替のハンドブックを提供してください。

9　配送場所及び時期

⑴　配送場所　津市市民部市民課

⑵　配送時期　本市との協議により決定します。

10　参加資格

参加資格要件については、次の全てを満たす者とします。

⑴　津市契約規則（平成１８年津市規則第４０号）第７条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。登載されていない場合にあっては、次のアからケまでの該当する書類を全て提出すること。

ア　法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ　商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

ウ　商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ　財務諸表

オ　印鑑（登録）証明書

カ　本市の区域内に事業所を有する法人にあっては、市税に係る完納を証明する書類

キ　本市の区域内に事業所を有する個人にあっては、市税に係る完納を証明する書類

ク　法人にあっては、法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

ケ　個人にあっては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

⑵　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。

⑶　津市建設工事等指名停止基準（平成２１年４月８日施行）による指名停止を受けていないこと。

⑷　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立て、

会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

⑸　自己又は自社の役員等が次のアからキまでのいずれにも該当する者でないこと及び次のアからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいいます。以下同じです。）

イ　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいいます。以下同じです。）

ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

11　提出書類（⑴⑵⑶⑹⑺⑼は１部、⑷⑸⑻は８部提出すること。）

※　官公庁発行の証明書類は、申し込み日以前３ヶ月以内に発行されたものに限ります。

⑴　おくやみハンドブック無償提供申込書（第１号様式）（別紙２）

※　申込書「１　当年度及び前年度における無償提供の実績」について協定書等の写しを添付してください。

⑵　宣誓書（別紙３）

⑶　１０⑴アからケまでに掲げる書類（津市契約規則第７条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていない場合に限ります。）

⑷　企画提案書

※　様式は任意とし、次のアからカまでに掲げる事項を記載してください。なお、事業者が特定される表現は記載しないでください。

ア　本業務に対する考え方

イ　企画提案及びデザインについて工夫した点や特徴

ウ　業務の実施方法、作製スケジュール等

エ　広告主の募集方法やハンドブックへの掲載方法（規格、位置など）

オ　業務実施体制、問題発生時の対応（広告主の不祥事や広告に対する苦情等が発生した場合の対応方法など）

カ　他の官公庁等における過去の類似実績（実績がある場合に限ります。）

⑸　ハンドブック完成品の見本

※　ハンドブックのデザインサンプルを添付してください。実際に納品していただくハンドブックで使用する紙質で作製し、事業者名や事業者が特定される表現は掲載せず、広告掲載部分は、予定場所として示してください。

⑹　法人税（事業を営む個人の場合は、所得税）、消費税及び地方消費税並びに法人市民税（事業を営む個人の場合は、個人市民税）、固定資産税及び軽自動車税の納税証明書

※　発行可能な年度分の証明書を提出してください。

⑺　法人の履歴事項全部証明書（事業を営む個人の場合は、身分証明書）

⑻　会社の概要が分かるもの（パンフレット等）

⑼　広告関係の契約実績の分かるもの（官公庁等への広告関係の契約実績がある場合に限ります。）

12　提出方法及び提出期限

⑴　提出方法　　持参又は郵送

⑵　提出期限　　令和８年１２月１日（火）午後５時必着

⑶　提出先　　津市役所市民部市民課企画管理・斎場担当（本庁舎１階）
〒５１４－８６１１　三重県津市西丸之内２３番１号

※　持参する場合は、募集期間中の開庁日の午前８時４５分から午後４時までに提出してください。

13　本件に関する質問及び回答

本件に関する質問については、質問書（別紙４）にて、ＦＡＸ（０５９－２２１－１１７３）でのみ受け付けます。なお、様式は任意のものでも可とします。

⑴　質問書提出期限

令和８年１１月２４日（火）正午

⑵　質問に対する回答

令和８年１１月２７日（金）午後３時までに津市ホームページに掲載します。

⑶　注意事項

ＦＡＸの未受信を防止するため、ＦＡＸ送付後に、必ず電話にて受信の確認を行ってください。なお、再質問は受け付けません。

14　選定方法

⑴　提出された書類により、１者を選定します。申込者が１者の場合でも審査は実施します。

⑵　審査の経緯は公表しません。

⑶　審査結果については、後日申込者全員に書面で通知します。

15　協定書の締結

無償提供者が決定し、本市がハンドブックの無償提供を受けるときは、ハンドブックの作製及び無償提供に関して、本市と無償提供者で協定書を締結するものとします。

16　その他

⑴　企画提案書等に係る全ての費用は、申込者の負担とします。

⑵　提出された書類は返却しません。

⑶　この要項、基準等の規定に違反する場合及び提出書類に虚偽の内容が記載されている場合は、失格となります。なお、協定書締結後も同様とします。

17　お問合せ先

津市役所市民部市民課企画管理・斎場担当

〒５１４－８６１１
三重県津市西丸之内２３番１号
電話番号 ０５９－２２９－３１４４
Ｆ Ａ Ｘ ０５９－２２１－１１７３